

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	生活福祉課
委託業務名	滞納管理システム保守業務
委託業務場所	大津市御陵町3番1号
概要	滞納管理システムの保守、同システム運用面における指導及び障害時におけるデータ復旧方法等の支援依頼、同システム運用面におけるプログラムの変更等。
契約期間	令和4年8月1日 から 令和5年3月31日 まで
契約年月日	令和4年8月1日
契約金額	631,400円
契約の相手方	〔所在地〕福岡市博多区博多駅前二丁目19番24号 大博センタービル 〔名称〕株式会社シンク
契約相手方の選定理由	本市が導入している滞納管理システムは、シンク製パッケージを基に、一部改修・構築されたシステムであり、当該システムの保守業務は開発業者である当該業者でしか実施できないため。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項  (2)不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。  (5)緊急の必要により競争入札に付することができないとき。  (6)競争入札に付することが不利と認められるとき。  (7)時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。  
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。